

NOMURA MANAGEMENT NEWS

NO. 335 (R7.10)

税理士 野村 正雄

TEL 075-211-1888

<https://www.nomura-kaikei.biz/>

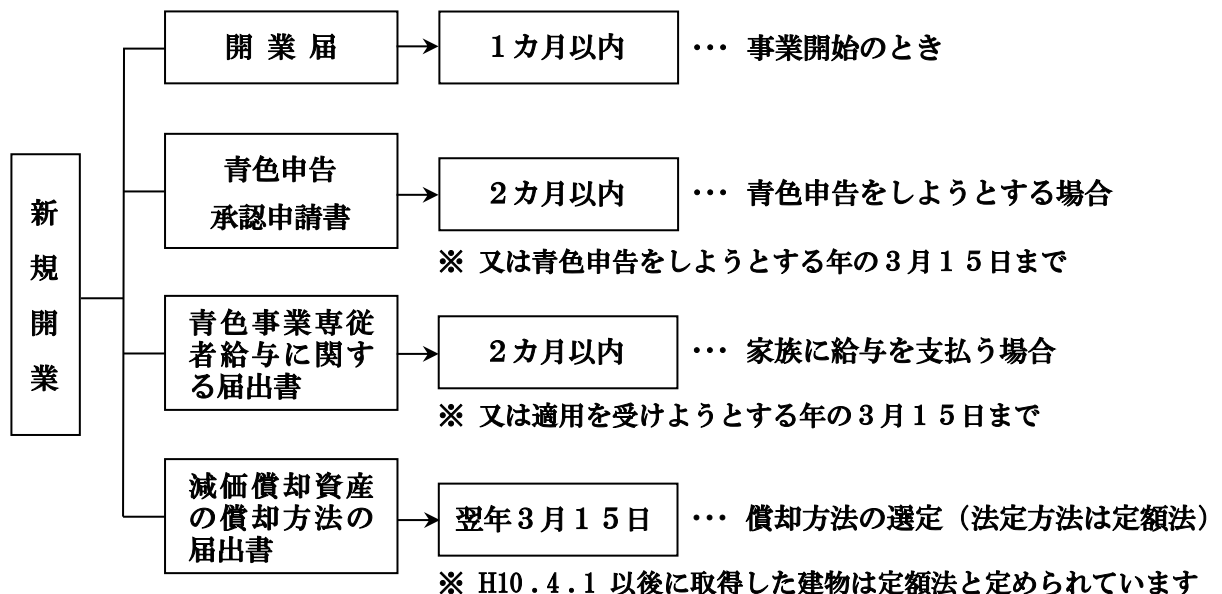
退職後に新たに事業を始めたときの 確定申告は？

Q 私は来年に公務員（給与所得者）を退職して行政書士を自宅で開業予定です。友人から「開業して三年程は、税務署に確定申告をしなくてよい」と聞きました。本当でしょうか？

A ▶ 事業を始めた年の確定申告

原則として1月1日から12月31日までの1年間の（収入金額－必要経費＝所得金額）が基礎控除額や社会保険料控除額や医療費控除額などの所得控除の合計額を超えると確定申告をする必要があります。確定申告の提出先は、申告の際の自分の住所を所轄する税務署です。
なお、税務署に確定申告を提出すれば市町村民税・道府県民税の申告は不要です。

▶ 新規開業の税務署の提出書類（主なもの）



▶ 事業所得が赤字のときの確定申告のメリット（主なもの）

	確定申告をする場合	メリット
①	青色申告をしていた場合	その年分の赤字の金額を翌年以降3年間に渡って各年分の所得から差し引ける（純損失の繰越し）
②	赤字の年に給与所得や雑所得（年金など）等がある場合	赤字の金額を左記の所得金額から差し引くことができ、所得税が戻ってくることもある（損益通算）
③	医療費控除、生命保険料控除等の所得控除が認められる	確定申告をすることによって、左記の所得控除が認められ税金が軽減される

※ ①～③の場合、赤字の年又は翌年3年間の所得税額等そして市町村民税・道府県民税が軽減されます

行政書士の業務を発展されるためにも、一年間の財政状態を把握して確定申告をする事による税金のメリットの適用を受けて下さい。

（ワンポイントアドバイス） 開業の年は税金が戻ってくることも！

※ 令和7年10月現在の税制に基づいています。今後税制改正があった場合内容が変わります。